別記様式第２号

宇都宮駅東口暫定広場利用規約同意書

宇都宮駅東口暫定広場（以下「暫定広場」という。）は、駅前に隣接する広場であり周辺施設の利用者や近隣の住民等に対して御配慮をお願いしております。皆様の御理解、御協力をお願い致します。

《禁止行為について》

◎　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる行為

◎　施設、附属設備若しくは備品を毀損し、又は汚損する恐れがあると認められる行為

◎　他人に危害又は迷惑をおよぼすおそれがあると認められる行為

◎　火災、爆発その他の危険を生ずるおそれがあると認められる行為 ※

◎　暴力的不法行為を行う組織の活動又はこれを助長するおそれがあると認められる行為

◎　貼り紙、ポスターなどの広告物を許可なく表示する行為 ※

◎　車両を乗り入れ、又は駐車する行為 ※

◎　募金、署名運動その他これらに類する行為 ※

◎　営利を目的とした物品等の販売その他これに類する行為 ※

◎　その他当施設の管理運営上支障があると認められる行為

　　※　市が承認した場合を除く

《利用承認の取り消しについて》

以下の事項に該当する場合、利用承認を取り消します。

◎　禁止事項に該当する場合

◎　偽りその他不正の手段により利用承認を受けた場合

◎　利用承認の内容と著しく異なる目的で利用したとき、又は暫定広場管理者の指示に従わなかった場合

◎　利用承認の権利を第三者に譲渡した場合

◎　管理の都合上、止むを得ない事由が発生した場合

◎　利用承認にあたり付された条件を履行しない場合

《利用にあたっての留意事項について》

◎　敷地内に電気・ガス・水道等はありません。

◎　暫定広場専用のトイレ、駐車場及び駐輪場はありません。関係者（関係業者、出展業者等の催事に関係する者。以下同じ。）及び来場者への周知徹底をお願いします。

◎　暫定広場内は禁煙です。指定の喫煙所にて喫煙してください。関係者及び来場者への周知徹底をお願いします。

◎　敷地内に車両を乗り入れ、駐車できる場所は、車道用舗装部分のみです。

◎　テントなどを建てる場合には脚などの下に養生(コンパネ･ベニヤ板等)をしてください。

◎　利用者は常に善良な管理者の注意をもって利用するものとし、催事の運営及び催事のための必要な作業（事前準備、設営及び原状復帰を含む）は、すべて利用者の責任と費用により行っていただきます。

◎　利用者は管理責任者を選任し、催事来場者の整理、搬入出車両の整理等については、市と打合せの上、指示に基づいて、利用者の責任と負担により行っていただきますようお願いいたします。なお、多くの来場者が見込まれる場合、市から警備について条件を付す場合がございます。

◎　利用者は、法令に定められた届出及びその他必要とされる書類を指定された期日までに関係諸官庁に提出し、承認を得た上で利用してください。

◎　利用期間中の警備、清掃及びごみ処理は、利用者の責任と負担により行っていただきますようお願いいたします。

◎　施設の利用に当たり、暫定広場管理者が必要と判断した場合は、利用者の責任と負担において必要な措置をお願いいたします。

◎　利用者は、自己の責任において利用期間中における展示物等の管理をお願いいたします。市は利用期間中に生じた盗難、破損等の責任は一切負いかねます。

◎　盗難、火災、損傷等の安全管理について十分な安全策を講じてくださいますようお願いいたします。

◎　利用期間中の人身事故及び物品・設置物等の盗難・破損事故などに関しては、市は一切の責任を負いません（設営、撤去時を含む）。また、貴重品のお預かりも行っておりませんので、各自で管理していただけるようお願いいたします。

◎　利用期間中は問い合わせに対する窓口を設置し、近隣等からのクレームや第三者とのトラブル等が発生した場合は、利用者の責任及び負担において対応、解決してください。また、その応対内容を暫定広場管理者に報告してください。

◎　天候状態や施設の不具合等により、市又は暫定広場管理者から施設利用の全て又は一部の中断・中止を求める場合がございますのでご承知ください。

《ゴミ箱の設置について》

◎　暫定広場を４時間以上利用する承認使用者及び飲食・物販の出店による承認利用者は下記の基準により、宇都宮市が定める分別方法に従ったゴミ箱を設置し、使用後においては、原状復帰してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条 件 | | 設置箇所数 |
| 集客事業を行う場合  （ただし，半日未満の利用は除く） | | ２箇所以上 |
| 飲食販売の出店を行う場合 | 出店数１店以上 | １箇所以上 |
| 出店数３店以上 | ２箇所以上 |
| 出店数５店以上 | ３箇所以上 |

《施設備品等の管理・原状回復義務について》

◎　暫定広場内のすべてのものにおいて、ガムテープの直貼りはご遠慮ください。

◎　使用終了後はただちに原状回復をし、暫定広場管理者の点検を受けてください。

◎　暫定広場・附属設備等の使用にあたっては、損傷・汚損・紛失のないようにご留意ください。

◎　万一損害が生じた場合は弁償していただきます。また、利用者が生じた損害を弁償しない場合には、市がこれを代行し、その費用及び、使用者が弁償しないことによって生じた損害の賠償を利用者へ請求させていただきます。

《利用前の打合せについて》

◎　原則、利用希望日の21日前までにスケジュール・プログラム・照明・音響・会場設営等について、タイムスケジュールや使用機材リスト（音響機材、照明機器など）、配置図等の書類を提出し、市と打合せを行ってください。打合せの内容に変更がある場合は、速やかに市へ報告、相談してください。

◎　必要に応じて、関係諸官庁からの許可書等の写しをご提出いただく場合がございます。

《利用規約の関係者等への周知徹底について》

◎　利用規約について、利用者は関係者及び来場者に周知を行い、利用規約を遵守させてください。

《損害賠償・免責事項その他》

◎　利用者及びその関係者が施設、設備、備品等を毀損、汚損、滅失等したときは、利用者にその損害を賠償していただきます。

◎　利用者及びその関係者が第三者に損害を与えたときは、市は一切の責任を負わず、利用者にその損害を賠償していただきます。

◎　利用者が法令等に違反したことにより損害が発生したときは、利用者にその損害を賠償していただきます。

◎　市は、出展業者、装飾業者等下請け業者の行為も含め、利用期間中に発生した事故及び盗難について、原因の如何を問わず、一切の責任を負いません。

◎　自然災害、その他不可抗力、又は市又は暫定広場管理者の責に帰さない事由により生じた損害について、市はその責任を負いません。

◎　市又は暫定広場管理者の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被り、利用者が市に対し、その損害の賠償を請求した場合は、市は受領する「賃付料」の範囲内において賠償するものといたします。ただし、利用者の損害のうち、機会損失等の逸失利益に関しては、当施設はその損害の責任を負いません。

◎　隣接する芳賀・宇都宮ＬＲＴの軌道内への立ち入りは、横断部を除き、 原則禁止となります。ご利用にあたっては、軌道内に人や物が入り込まないよう、対策を講じるなど，十分にご注意ください。万が一、軌道内に物が入り込んだ場合には、宇都宮ライトレール株式会社（028‐666‐6067）までご連絡ください。利用者及びその関係者の立ち入りや，これらの所有物等により、ＬＲＴの運行に支障をきたすなど、損害が生じた場合においても、当施設は責任を負いかねます。

◎　その他、利用者が市又は暫定広場管理者の指示に従わない、改善及び解消が認められない等と判断された場合には、催事の中止、次回より利用をお断りいたします。

上記事項を確認、了承し、利用規約を遵守します。

年　　月　　日

住所

会社・団体名・代表者名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先

緊急連絡先

担当者

* 本書の正本を市、副本を利用者で保管すること。